令和８年第３回芸西村議会「定例会」議事日程

令和８年９月１０日

日程第１　一般質問

招 集 年 月 日　　令和８年９月１０日

招 集 の 場 所　　芸西村役場議場

開 会 時 間　　午前 ９時００分

応 招 議 員

番号	氏　名	出欠	番号	氏　名	出欠	番号	氏　名	出欠
1	白石 修三	○	2	岡村 星弥	○	3	堀川 友久	○
4	坂本 史	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	岡村 俊彰	○	9	仙頭 一貴	○
10	山本 俊二	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職　員	氏　名	職　員	氏　名	職　員	氏　名
村　長	松本　巧	副 村 長	都築　仁	教 育 長	山内　將利
総務課長	長﨑　寛司	会計管理者	髙松　千恵	健康福祉課長	常光　紘正
産業振興課長	吉永　卓史	土木環境課長	山本　裕崇	企画振興課長	池田　加奈
教育次長	佐藤　大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田　豪
健康福祉課長補佐	松井　久美	健康福祉課長補佐	松本　忠	産業振興課長補佐	小松　司沙
土木環境課長補佐	山﨑　純裕	企画振興課長補佐	岡村　公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ
教育委員会課長補佐	新田　浩也				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川　薫

【議事の経過】

令和８年９月 10 日（木）　〔９：00 開会〕

《開会》

○ 山本 俊二 議長
ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、令和８年第３回芸西村議会定例会第２日を開会します。
本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第１》

○ 山本 俊二 議長
日程第１、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。
６番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員
おはようございます。６番安岡公子、通告に基づいて質問いたします。
まず、教育施設集約化事業、今後の取り組みについてです。
教育施設集約化事業はプロポーザル審査が終わり、建設基本設計業者を決定し、今後、令和９年 12 月 24 日を期限とした設計段階の事業が進んでいこうとしています。
先日の地区懇談会の説明によると、「今後、教職員や児童・生徒の意見を聞きながら、教室配置等を検討していきます」ということでしたが、具体的にどういう形で意見を聞き、設計に反映させていくのかをお聞きします。また、保護者や村民の声を聞くことも大事だと考えますが、その計画はあるのでしょうか。
次に、災害時に備えて、村内の井戸の調査と活用への取り組みについてお聞きします。
近年、各地の災害において水の確保の重要さと、停電が重なると確保が難しい大変さを目の当たりにします。本村においても、生活用水の確保は大変重要だと考えます。
村内を歩いていると、蓋をして使っていない井戸をよく見かけます。まず、自主防災組織や部落会の協力を得て、村内にある井戸を調査して地図に落としてみてはどうでしょうか。
その上で、飲料に使えるもの、飲料以外の生活用水として使えるものに分類して、さらに個人で使うもの、防災協力井戸として登録してもらえるものに分類し、段階によって改修・ポンプ設置、水質検査などの助成を行い、村内各地での水の確保ができる体制づくりを行ってはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

○ 山本 俊二 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長
おはようございます。安岡議員ご質問の教育施設集約化事業、今後の取り組みについてお答えします。
教育施設集約化事業は、昨年度の１年間、校舎配置の基本計画の検討を行いました。検討委員会を５回開催、各関係機関及び保護者並びに一般公募の住民の方、計 22 名でのワークショップを３回行い、校舎をグラウンド南側とする校舎配置案を決定しました。また、住民対象の説明会を９月と 12 月に、保護者向け説明会を保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれで行い、基本計画案について説明させていただきました。
本年度は７月 15 日に建築基本設計業者選定のためのプロポーザル審査を実施し、委託業者を決定しました。委託業者からは、プロポーザル審査の際に、基本計画案を踏襲する形での校舎配置案が提示され、概要をホームページに掲載しております。今後は教室配置等について検討することになりますが、日常的に使用する児童・生徒及び教職員それぞれを対象にワークショップを行い、昨年度末に児童・生徒から頂いたアンケー

ト結果も参考にしながら決定していきたいと考えております。
　また、住民の方のご意見をいただくため、基本計画の際に行ったと同様に、パブリックコメントの実施を予定しております。

○ 山本 俊二 議長
　長﨑総務課長。

○ 長﨑 寛司 総務課長
　安岡議員の災害時の水対策について、担当課からお答えいたします。
　災害時の水確保は、村民の生命と生活を守る上で重要な課題であると認識しております。このため、村内に現存する井戸を活用した水確保の体制づくりにつきましても必要であると考えます。
　村内の現存井戸を調査するに当たりましては、自主防災組織や部落会にご協力をいただく必要がございますが、その代表者の皆さまのご負担が懸念されることも事実でございます。そのため、まずは県内の他市町村の制度を参考にしながら、災害時協力井戸の登録制度の整備を進め、その登録状況に応じた形でのご協力依頼を検討してまいりたいと考えております。
　次に、防災協力井戸として登録していただいた井戸への改修などに係る費用の補助につきましては、現在村では、防災用手動ポンプ設置補助要綱に基づき、既存井戸の手動ポンプ設置経費に対する補助金を交付しており、この制度につきましては、自主防災組織連絡協議会を通じて毎年周知を図っているところでございます。
　ご提案いただきました改修やポンプ設置への助成につきましては、既存の補助要綱の活用や見直しなども含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。
　なお、井戸水を飲料水として使用する場合には、水質検査を行い、飲料水に適するかどうかを確認する必要があります。災害時には地震動により濁りや周辺からの汚染物質の流入などが懸念されることから、原則として飲料水としての使用は避けていただくことが望ましいと考えております。ただし、防災協力井戸としてご登録いただいたものにつきましては、トイレや洗濯などの生活用水としての活用を前提に、水質検査などへの助成についてもあわせて検討してまいります。
　今後は自主防災組織連絡協議会などの既存の会議の場を活用し、広報などを通じて周知を図りながら、地域における水の確保ができるような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○ 山本 俊二 議長
　６番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員
　再質問いたします。
　教育施設集約化事業についてですが、全国的には小学校と中学校が一緒になった例や小中一貫校の例はありますが、認定こども園と小中学校までの教育施設が集約された事業は、全国的にも少なく、教室配置や日常の動線の問題にはかなりの配慮が必要だと考えます。
　一つにまとまって集約化されて、保護者の送迎面などで便利になり、切れ目のないオール芸西で育てる教育力が期待されますが、一方、音や動線など、これまで離れて個別で運営してきた時とは違った配慮が必要ではないかと考えます。
　幼児から中学生までが一つの敷地にいるわけですので、お昼寝の間の騒音は大丈夫か、授業時間が違う小学校と中学校が同じフロアで集中できるのか、どんな工夫ができるのかなど、いろんな心配の声が出てくると考えられます。修正のできる段階で各方面の声を聞くことが大事になってくるのではないでしょうか。
　現場で働く職員の声も、正規の職員だけでなく朝夕のパート職員や特別支援担当の職員を含めて全ての職種の職員の声を聞き、そして保護者・村民の声を聞き、オール芸西でつくり上げる。「みんなで育てる」がスローガンに終わらない、まさに真のコミュニティスクールを実践することが大事だと考えます。教育長、お考えをお聞かせください。
　次に、災害時の井戸の活用についてですが、災害は突然にやってくるもので、防災協力井戸については早

急に要綱をつくり、またポンプ設置の補助要綱の見直しも行い、迅速に整備を行うことによって、いつ災害が発生しても安心の体制づくりが大事だと考えますので、急いで取りかかる必要があると考えます。どういうスケジュールをお考えでしょうか、お聞かせください。以上で私の一般質問を終わります。

○ 山本 俊二 議長
長﨑総務課長。

○ 長﨑 寛司 総務課長
安岡議員の再質問に担当課からお答えいたします。
防災協力井戸制度とポンプ設置の補助要綱につきましては、本年度中に、県内の他市町村の制度を研究し、それらを踏まえて、制度の登録基準や既存の補助要綱の見直しに向けた検討を進めてまいりたいと思います。
その上で、来年度には広報やホームページ、自主防災組織連絡協議会などを通じて、防災協力井戸の募集を行い、村民の皆さまに広くご協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

○ 山本 俊二 議長
山内教育長。

○ 山内 將利 教育長
安岡議員の再質問にお答えします。
昨年度の取り組みや教室配置等の検討方法については、次長答弁のとおりでございます。
加えまして、来月には住民・保護者対象に説明会を開催する予定です。そこで、教室配置等のご意見を伺うこととし、パブリックコメントでいただいたご意見と合わせて、先生方、子どもたちのワークショップで協議していきたいと考えております。
また、音や子どもたちの動線について留意することは当然のことでございます。動線については先生方、防音対策については委託業者からアドバイスをいただき取り組んでまいります。
そして、施設が一つになることを目的にするのではなく、「オール芸西で子どもたちを育てる」という理念のもと、学校、家庭、地域がつながり、世代を超えて学び合える場となるよう教育環境を整備していきたいと考えております。以上です。

○ 山本 俊二 議長
８番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員
おはようございます。８番の岡村俊彰です。通告に従いまして一般質問いたします。
まずは、今年７月 28 日午後に発生しました令和８年熊本地震で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。
この熊本地震では、改めて南海トラフ地震への対応を考えさせられ、各種報道などを見ていても、やはりトイレ問題は最重要課題だと認識しました。これまで同僚議員が災害時のトイレ問題については、何度か質問をしてきましたが、今回、私からはトイレカーについて質問させていただきます。
現在、高知県では、県が広域支援用に５台を配備し、そのほか自治体と民間事業者が数台を配備していると認識しております。
仮にこのトイレカーを導入して、各種イベントなどで使用したり見学してもらうことにより、村民の防災意識の向上にもつながりますし、芸西村のＰＲ活動にも効果を発揮すると思います。
また、これまでトイレ不足で実施できていなかった新たな場所でのイベントも視野に入ってくるのではないかとも思います。
災害時の広域連携の面を考え、一般社団法人助けあいジャパンが提唱する「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に加盟すれば、全国の加盟自治体が所有するトイレカーやトイレトレーラーが被災地へ集結し、能登半島地震の際にも、全国から派遣され長期にわたり避難所を支えたそうです。

近い将来必ず発生するといわれる南海トラフ地震への備えとして、このようなプロジェクトに加盟しておけば、災害時には全国の仲間が支援してくれるのも期待できます。もちろん、メリットだけではなく、購入費用や維持管理費などクリアしなければならない多くの壁はありますが、芸西村でも高知県東部の町村のトップを切ってトイレカーの導入を検討してみてはどうでしょうか。執行部の見解をお伺いします。

○ 山本 俊二 議長
長﨑総務課長。

○ 長﨑 寛司 総務課長
岡村俊彰議員のご質問に担当課からお答えいたします。
令和８年の熊本地震をはじめ、能登半島地震など、近年の大規模災害発生時には、水道管の破損などにより、トイレが使用不可能となり、避難所の衛生環境悪化が深刻な課題として指摘されております。
トイレ環境の確保は、避難者の衛生管理、健康維持、そして心身の安定を図る上において重要な課題の一つであると認識しております。
本村におきましては、これまでも防災対策の充実に努めており、大規模災害に備え、仮設トイレ37基、簡易トイレ53基、マンホールトイレ10基、並びに携帯トイレなどを備蓄してまいりました。
しかしながら、議員ご指摘のとおり、トイレカーは移動性にすぐれ、複数の避難所への対応が可能であり、また平時におけるイベント活用を通じた防災意識の向上や、村のＰＲ活動への活用といった多面的なメリットがあるものと認識しております。
トイレカーの導入に当たりましては、購入費用や維持管理費といった財政的な課題がございますが、国・県の財源活用、特に緊急防災・減災事業債などの活用、さらには災害時における実効性のある運用体制など検討すべき課題も多くございますので、他の自治体の導入状況や、具体的な運用方法について十分に調査研究を行い、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○ 山本 俊二 議長
８番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員
再質問いたします。課長からは大変前向きなご答弁に感謝いたします。
導入に当たって、国・県の財源活用という課題が挙げられました。近年、トイレカーの導入においては、地方交付税措置、緊急防災・減災事業債等の活用だけではなく、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、住民や企業の共感を得て、自己負担を大幅に抑えて導入する自治体が全国でも増えてきております。
芸西村としても、財政難を理由に先送りをするのではなく、こうした多様な財源確保の手法を組み合わせて、いつ発生しても不思議ではない南海トラフ地震への対策として早期の導入を図るべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○ 山本 俊二 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長
おはようございます。岡村俊彰議員からいただきました再質問についてお答えいたします。
本村のトイレ対策の備蓄状況及びトイレカーの導入の方向性につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでございます。
災害対策につきまして現場の責任者である村長として、防災に関するセミナーなどを受講する機会も非常に多いところですが、どの被災地においても、避難所等の生活の中で何より大きな問題となるのは、トイレの問題であると度々お聞きしているところであります。
芸西村におきましても、仮設トイレや簡易トイレの備蓄などを進めてまいりましたが、地震発生時に十分

機能するかを考えた場合には、疑問が残るところであります。
大きな課題がはっきりしていますので、まず地震への備えとして、村民の皆さまには、耐震等の事前にできる対策と地震発生時にはご自身で命を守る行動をとっていただくことが重要ですが、その後の避難所や自宅での生活においては、トイレが十分機能するよう、行政や家庭でできる事前の準備を進めるとともに、災害時のトイレ問題に関する知識や意識づけを深めていくことが重要であると考えております。
そのためには、トイレカーの導入や、その他の対策方法も含めまして、十分検討して取り組みを進めていくことが大事であると考えております。
財政的な課題があることは事実でございますが、ただ財政難を理由に先送りするのではなく、多様な財源確保の手法も検討し、早期の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長
１番白石修三君。

○ 白石 修三 議員
おはようございます。１番白石修三です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。村内での有害鳥獣の被害についてお聞きいたします。
私の住居している長谷部落でも、８月の中旬よりイノシシの目撃情報が多発しております。その発生中、夕方部落長の庭で部落長と会話中、私たちのすぐ横３メートルぐらいのところですけども、該当のイノシシの子どもが何の警戒心もなく、堂々とゆっくり歩いていき、非常に人なれしていると感じました。すぐに親のイノシシを探しましたがいないので、少しは安心しましたが、親イノシシがいれば大変危険な状況になっていたと思われます。イノシシの子どもですけども、しま模様が消えて生後半年は経過していると思います。一応４頭確認しました。親イノシシも足跡では確認しております。このように明るい時間帯に集落まで来ており、非常に危険を感じます。
そして、農家の方に話を聞くと、水稲被害、穂を食べる、田んぼの踏み倒し、掘り起こし、ほかサツマイモ等多くの農作物を食い荒らし、その対策に苦慮していると聞きます。
そこで質問いたします。１点目、芸西村には有害鳥獣のイノシシ・シカ・タヌキ・カラス等がおり、被害は深刻だと思います。このような鳥獣被害額はいくらぐらいでしょうか。
２点目、芸西村では鳥獣捕獲報償金を出し、有害鳥獣を捕獲していますが、その捕獲数は現状どのような状況でしょうか。
３点目、昼間堂々と出没するイノシシ等に対し、住民の安心安全の確保が大切だと考えますが、芸西村としてこれまでどのような対策をとり、今後はどのように取り組むかをお伺いします。

○ 山本 俊二 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長
おはようございます。白石議員の質問に担当課としてお答えいたします。
当村の基幹産業は農業で主にハウス園芸ですが、露地作物や水稲も盛んに行われております。有害鳥獣の被害につきましては、ビニールハウスの損傷や果樹や水稲の食害のほか、農地を荒らされたりなどの被害が報告されております。特に水稲や果樹においては、作物を守るために、草刈りなどを徹底し、見回りや電気柵で囲うなど農家自身も対策をしているようですが、それだけでは対応しきれていないようです。
近年、農業者の高齢化や水田の管理の大変さも相まって、山間部での水稲の作付けを断念されることも多く、放棄地も増えております。鳥獣が潜みやすい環境になることで、農作物の管理がさらに難しくなり、耕作を断念するといったことが進んでおります。
農作物への被害は、農業者や農済の聞き取りにより試算しております。ばらつきはありますが、昨年度の調査では、作物は水稲で被害面積は 65 アール、被害額は 128 万 4000 円となっております。令和６年度は水稲で６アール、被害額３万 9000 円、令和５年度は水稲 11 アール、17 万 2000 円となっております。
捕獲については期間が定められております。狩猟期間は11月15日から２月15日までとなっておりますが、

イノシシ・シカ・サルについては、３月 31 日まで延長して捕獲しております。また、４月から 11 月までの狩猟期間外については、農作物被害防止を求める要望があることから期間を設けて、狩猟者の方々に鳥獣捕獲許可をして捕獲に当たっております。

捕獲頭数の実績は、捕獲報償金から算出しておりまして、昨年度はイノシシが 55 頭、シカ 269 頭、サル３頭、タヌキ３匹、ハクビシン１匹、カラス２羽となっております。令和６年度はイノシシ 82 頭、シカ 236 頭、サル３頭、そのほかタヌキ３匹、ハクビシン２匹、カラス９羽です。令和５年度はイノシシ 41 頭、シカ 300 頭、サル２頭、タヌキ１匹、アナグマ１匹となっております。

これまでの対策の取り組みとしましては、狩猟者に対しては報償金の交付のほか、くくりわなの貸与を行い、捕獲に当たってきました。狩猟者の確保のため、新規狩猟者への狩猟免許取得費用の助成なども行っております。猟友会の協力も必要不可欠でありますので、活動補助金を交付しております。

また、被害防止の備えとしましては、農業者に電気柵の購入補助などもしてきました。

今後も、猟友会や狩猟者の協力を得ながら、捕獲活動を継続するほか、電気柵や金網柵の設置など状況に応じて実施可能な事業を選択しながら取り組んでまいります。以上です。

○ 山本 俊二 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

鳥獣対策につきまして私のほうからもお答えをさせていただきます。

鳥獣による被害面積や被害額、これまでの取り組み等につきましては課長の答弁のとおりでございます。これまで鳥獣捕獲の多くは山合いで捕獲されておりましたので、集落付近では見かけることはありませんでしたが、近年は、集落付近の農地などでも捕獲されており、今では住宅地内でも野生鳥獣を見かけることが増えました。

特に住宅地では有害鳥獣を発見しても、わなの設置や、猟銃の使用には制限がありますので、対処は困難ですし、捕獲には猟友会や猟師の方の協力を得るほかはありません。

田舎のため山との距離も近く、鳥獣の数も増えているため、個々で対応することは難しいですが、まずは個人や地域内では空き家の管理や、農地や草木の管理、ごみの放置や投棄をしないなど、鳥獣が居づらい環境づくりをすることが大事だと考えております。

有害鳥獣の数を増やさないために、村では狩猟者に対し捕獲報償金を支出し、捕獲に当たっていただいておりますが、平地の農地や住宅地では、わなの設置が容易ではなく、設置をしても捕獲が難しく、地域内への侵入を防ぐことが困難となっております。

今のところ特に有効な方策は持ち合わせておりませんが、行政だけで取り組むことはできませんので、地域の皆さまや狩猟者、猟友会など関係機関と協力しながら対応を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長

３番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

３番堀川です。通告に従いまして一般質問します。

初めに、子育て支援対策について質問させていただきます。現在、高校生の通学定期の半額補助をされています。この補助で子育てをされている方は大変喜んでいると思います。

そこで、学生の寮費についてはどうでしょうか。家庭から遠く、やむを得ず寮生活をせざるを得ない学校を目指し、勉学やスポーツなど個々に特技を伸ばしたいと考えている子どももいるのではないでしょうか。そのような学生たちは通学費用はなくなり、別に寮費、下宿費が必要になると思います。その費用を補助していただくことにより、子どもたちの選択肢も増え、家庭の負担も軽減されると考えます。県内でも寮費などの費用の補助をしている自治体もあると聞きますが、村としての考えをお聞きします。

次に、農地周辺の水路の整備について質問します。ポンプ場増設により浸水被害は軽減されるということ

ですが、河川に排出される雨水などは、最終の圃場整備された 43 年前と比べて、農地の状況も大幅に変わってきていることは確かではないでしょうか。

以前は雨が降ってきても、田畑に雨水が浸水して、水路に排出される量も現在より少なかったのではないでしょうか。今ではビニールハウスが増え、直接水路に排出されていると思います。決してビニールハウスが増えたことはいけないことだとは思いませんが、ここで一度、水路を拡張、増幅など整備してはどうかと考えます。

一度に整備というのはなかなか難しいことだと分かっておりますが、浸水被害の多い農地周辺から徐々にでも整備できないかと思いますが、村として何か補助事業や対策がないかお聞きします。

○ 山本 俊二 議長

山内教育長。

○ 山内 將利 教育長

堀川議員のご質問にお答えします。

定期代の支援については、令和５年度から通学定期の購入額の２分の１の額、上限 5000 円を助成してまいりました。本年度からは上限額を撤廃し、通学定期購入額の半額を助成しております。

一方で、議員ご指摘のとおり、寮などで生活する生徒に対しては、通学定期代助成の対象とはなっておりません。県内で寮費などを補助している自治体があるとのことですので、当村でも、子育て世帯への支援の一環として、寮など学校が指定する宿舎に入居する生徒についても支援の対象とすることについて、制度の在り方や財政面も含め、前向きに検討してまいります。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。農地周辺の水路の整備に関するご質問に担当課からお答えいたします。

和食川下流域に広がる平野部では、昭和 58 年まで圃場整備を行い、現在では全国に誇るハウス園芸地帯として発展してまいりました。一方、議員ご指摘のとおり、かつては水田が担っていました雨水を一時的にためる保水機能、遊水機能が、ハウスの進展に伴い減少しました。

加えて、気候変動の影響などにより、昔に比べて一雨当たりの総雨量が多くなったほか、近年では、線状降水帯の発生に代表されるような、局地的な豪雨や猛烈な雨が珍しくなくなったことなど、降雨の特性そのものが大きく変化しております。

その結果、降雨時には雨水が短時間で排水路に集中する構造となり、ハウスの浸水被害が度々発生している現状について深く認識しているところでございます。

このような中、農家の皆さまに少しでも安心して農業を続けていただける環境を整えるために、浸水対策の抜本的な強化を図るために関係機関のご協力を得まして、今年度から内水を強制排除するための県営による排水ポンプの増設事業に取り組んでいるところでございます。

排水路の整備などにつきましては、これまで規模の小さなものについては、地域の実情に応じた排水路の整備や浚渫に村単独事業の地元施行補助金があり、現在もご活用いただいております。

規模の大きな排水路の新設や拡張になりますと、補助事業などの財源を確保しながら事業を行う必要があります。また、既存の排水路沿いや圃場整備地内には多くのハウスもありますので、用地の課題もあります。

排水路を再整備する効果や課題などを整理しながら、関係機関と協議をしていきたいと考えております。

○ 山本 俊二 議長

３番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

再質問させていただきます。教育長、前向きな答えありがとうございます。

ポンプ場の増設で排水機能の効果も期待できることだと思いますが、やはり主な河川に排出される水路の整備も大事になってくると思います。ポンプ場の増設で高額な費用になるとは思いますが、今の水路は古く狭いものであり、掃除をする人も高齢者が多いため、掃除もしにくい状態であると思います。

西分地区など、よく浸水する場所から徐々に排水機能の向上や掃除のしやすい排水路に整備していただくことで、後の管理は農家の方もしやすくなると考えますが、村としての考えをお聞きします。

○ 山本 俊二 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

堀川議員の再質問にお答えをいたします。

農地の冠水被害は農家の皆さまにとりまして農業経費に関わる大きな問題であり、農業が基幹産業の芸西村にとりまして最重要課題の一つであることは十分認識をしているところであります。

これまで治水対策としまして、現在稼働しております村内３か所の排水機場の整備や和食ダムの建設、また、和食川導流堤の閉塞問題への対策などにより、農家の皆さまが安心して営農活動ができる環境整備に努めてきたところでございます。

しかしながら、近年は雨の降り方も以前に比べて激しくなっており、全国各地で豪雨災害が発生し、その危険性は芸西村におきましても年々高まっているものと考えております。

そうした状況の中で排水路の整備を望む声があることは承知をしておりまして、特に高規格道路整備に伴う地区では、保水力のある農地が減少することや、道路建設により排水経路も変化するため、水路の付け替えや新設において水害防止の観点からできる対策を要望し、また村としてもできる対策を行ってまいりました。

議員のご質問にあります西分地区につきましてはその対象地区ではありませんが、現在低い農地の抜本的な治水対策として、村内全域を対象とした県営事業による排水機場の新設、増強の計画に着手をしており、今年度から西分地区での整備に向けた詳細設計も発注をされているところでございます。

村内の平野部の農地は勾配が少ないため、水路幅を広げても水路内にたまる水は増えますが、農地から和食川へ排水能力を大きく高めることにはつながらないものと想像されます。

また、現状でも、和食川の水位が高くなった場合には、水位差がなくなり自然排水ができないために、ポンプの排水能力のみに頼った運用を行う以外方法がないのが実情であります。

そのため水害を防ぐ、あるいは軽減するためには、いかに早く、その流域から和食川に排水ができるかが重要であり、現在進めている排水機場の増設計画が完成しますと、３か所の排水機場それぞれの流域において、現在の３倍の排水能力を備える見込みとなっております。

これは水害防止の面では非常に大きな排水能力の向上であり、この施設が完成しますと、農地の水害の確率は大きく低下すると予想されます。

当然、村の費用負担も相当高額にはなりますが、まずはこの事業の推進に力を入れて、計画どおりに着実に事業を進めるとともに、早期の完成を目指すことが水害防止には最も有効であると考えております。

そのためご質問にあります既存の排水路の大規模な改良や再整備などの大きな事業を進めることは、財政面では難しい状況ですが、部分的な改良等につきましては、これまでと同様に必要に応じて検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長

７番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。７番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

７月に最大震度７を観測した熊本地震が発生いたしました。被災された皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

まず、大災害時の対応について、備蓄品の質問をいたします。避難生活には熱中症対策は重要であると考

えますが、本村の備蓄品には冷感資材や経口補水液などは保存してあるのでしょうか。

次に、段ボールベッドについてお伺いいたします。ｎｏｔｅという投稿サイトに、ある医師のコラムに被災地における血栓、エコノミー症候群に関する興味深い投稿がありました。投稿者の許可を得て、抜粋したものを少し紹介させていただきます。「今回の熊本地震における避難所で検診を受けた 247 人のうち 10.5%の 26 人に血栓が見つかった。災害に関係のない一般の人が対象の検診の場合、血栓が確認されるのは約４％とされる。陽性率が上がる場所には理由があり、今回の熊本地震では、簡易ベッドの未整備、猛暑、断水である。

2024 年の能登半島地震では、避難所で 16 回の検診が行われた。市・町ごとの陽性率を比べると能登町だけが明確に低く、内閣府のワーキンググループに新潟大特任教授が提出した資料に理由が書かれており、能登町は段ボールベッドの防災協定を締結しており、早くから段ボールベッドが避難所に届いていた。環境の点数が低いほど、血栓が多く見つかる。2004 年発生の中越地震の被災者を５年後に調べたアンケートでは、主に足の深い静脈に血栓ができる病気であるＤＶＴ（深部静脈血栓症）を持っていた人は、持っていなかった人よりも脳梗塞の発症が多く、震災時に 60 歳以下の若年性脳梗塞だけが増えていた」と投稿にありました。地震で一命を取り留めたが、その後の生活環境によって災害関連死にならないためにも重要なことだと考えます。

2013 年の災害対策基本法改正で、避難所の生活環境整備が自治体の努力義務として条例に入り、能登半島地震の検証を受けた 2024 年 12 月の改正では、「パーテーションと段ボールベッドは避難所の開設時に設置する」と強い言い方に書き加えられました。また、避難所・避難生活学会が挙げるＴＫＢ48 とは、トイレ・キッチン・ベッドを 48 時間以内に整えることを目標としている言葉です。

そこで、本村の段ボールベッドの備蓄台数をお聞きします。また、段ボールベッドは保存状態によって、３年から５年で劣化してしまうことがあるようです。一定数の備蓄は必須ですが、いざ保管庫から出したら使えない状態になっていたとなることが危惧されます。災害時に輸送してもらえるように、防災協定をしている自治体もあるようです。そこで、南海トラフ大地震の発生時でも対応可能な地域の製造企業と防災協定を結ぶことも必要ではないかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

次に、避難所運営マニュアルについてお伺いします。本村でもさまざまな方法で災害時の避難に関する広報をされておりますが、避難所運営マニュアルを知っている村民の方は少なくありません。災害時にどう行動したらよいのかを、各世代ができるだけスムーズに避難行動ができるよう、分かりやすく、簡潔に図やイラストを使った防災ハンドブックを作り、全戸配布できないでしょうか。また、その中に各家庭で最小限用意してほしい備蓄品リストも入れてはどうでしょうか。

次に、空き家対策についてお聞きします。

倒壊寸前の空き家についてですが、まず、昨年度の老朽住宅等事業費補助金の利用状況についてお伺いいたします。

次に、令和５年６月定例会におきまして同僚議員が同様の質問をされていますが、再度お聞きいたします。解体後の土地活用で固定資産が高くなるためにためらっているケースもあると聞いております。除去後、更地の固定資産税を何年か減免している自治体もありますが、令和５年６月以降の本村での減免制度の進捗状況をお聞きいたします。

次に、リフォーム可能な空き家についてですが、空き家バンクに係る助成ですが、改修事業には補助金 10 分の 10 で上限 270 万、荷物整理事業は補助金が３分の２で上限が 20 万です。村内在住の友人は、両親が暮らしていた家があり空き家バンクに登録しているが、自分も高齢になったため中の荷物も整理ができない。また、補助金ではまかなえないので困っているとのことです。

現在、廃棄処分費用も値上がりしており、自己負担額を少なくすることで、空き家の活用を進めていけるのではないかと考えますが、荷物整理事業費の上限の引き上げについてのお考えをお聞かせください。

○ 山本 俊二 議長

長﨑総務課長。

○ 長﨑 寛司 総務課長

西笛議員のご質問に担当課からお答えいたします。

現在、冷感資材につきましては、本村の備蓄品に含まれてはおりません。理由といたしましては、限られた備蓄スペースの中で、飲料水や食料など避難生活に直結する必要不可欠な物資を優先的に備蓄する必要があるためでございます。今後の備蓄に向けた予定につきましては、県の備蓄方針の動向や、他の市町村における先進的な取組事例なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

一方、経口補水液の備蓄につきましては、長期保存や保管スペースも考慮し、パウダー状のものを備蓄しております。災害時における脱水症状対策として、迅速に活用できる体制を整えており、今後も限られた資源の中で、最も効果的な暑さ対策を講じるべく、引き続き検討を進めてまいります。

次に、段ボールベッドの台数及び製造会社と協定に関するご質問についてです。ご指摘のとおり、段ボールベッドは保存期間が３年から５年程度で劣化してしまうという課題があることは、認識しております。本村では、現在約660台の段ボールベッドを備蓄しており、その中には、既に５年以上経過しているものもあるため、劣化状況なども確認しておりますが、計画的な更新が必要な状況にございます。

本村といたしましては、既に災害物資を取り扱う事業者と協定を結んでおり、段ボールベッドに限らず、飲料水、食料、毛布、その他の生活必需品など、幅広い物資の供給を要請できる体制を整えております。このような協定に基づく物資供給体制と一定数の備蓄品を組み合わせることで、大規模災害発生時にも迅速かつ柔軟に避難所運営ができるものと考えております。

ご提案いただきました段ボールベッドの製造会社との協定締結につきましては、現在のところ具体的な検討には至っておりませんが、既存の協定体制をさらに充実させるという観点から、今後協議していきたいと考えております。

最後に、防災啓発パンフレットの作成及び全戸配布についてのご質問についてお答えします。防災対策の基本的な考えとして、災害時に行政が全てをカバーすることは現実的に困難であります。従って、村民の皆さま一人ひとりが自らの身を守る自助の徹底、日頃からの備えや適切な避難行動、家庭での備蓄こそが、地域全体の防災力を強化する最も重要な基盤であると考えております。

ご提案のハンドブック作成につきましては、多様化する被災地の状況に応じた具体的な行動フローや、必要な備蓄品リストを分かりやすく盛り込むことは、村民の皆さまの自助の実践を促す上で有効な手法であると認識しております。

本年度ハザードマップの改訂を進めており、全戸配布を予定しておりますので、その紙面内において、防災啓発に関する情報や、家庭における最低限の備蓄品リストを分かりやすく掲載することを検討しております。

また、実際の避難所設営訓練を実施することで、避難所運営マニュアルの村民の皆さまへの認知度向上を図るとともに、その実効性を一層高めてまいりたいと考えております。

続きまして、空き家対策の減免制度の進捗状況について、担当課のほうからお答えいたします。

住宅用地の固定資産税につきましては、住居用の建物がある場合、住宅用地特例により200平方メートルまでの課税標準額が６分の１に軽減されております。しかし、建物を取り壊して更地にした場合には、この特例が適用されなくなるため、税負担が大きく増加いたします。このことが、村民の皆さまが空き家の解体に踏み切れない要因の一つともいわれております。

こうした課題に対して、老朽化空き家の除却を推進し、地域の生活環境を改善するため、除却後の土地に対して一定期間、固定資産税を減免する制度を導入する自治体が県内においても出始めております。

本村におきましては、現在のところ、このような減免制度は制定しておりませんが、制度新設となると検討するべき課題が多くありますので、これらの課題を整理した上で、今後検証してまいりたいと考えております。以上です。

○ 山本 俊二 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

西笛議員のご質問について、空き家対策担当課としてお答えいたします。

老朽住宅除却事業の昨年度の実績件数は２件で、補助金支出額は255万5000円となっております。続いて、リフォーム可能な空き家についての荷物整理になりますが、先の議会において他の議員から質問がありまし

たが、移住促進を目的とした空き家改修事業により荷物整理の補助を行っております。当時、補助要件は移住者を対象としておりましたが、定住目的でも利用できるように改正を行いました。

今回のご質問は、荷物整理は費用がかさむため、現行制度ではカバーしきれないのではとのご意見かと思いますが、荷物整理等支援事業の補助率は、議員おっしゃるとおり３分の２で、補助金額の上限は 20 万円としておりますので、30 万円の費用で 20 万円の補助を得られることとなっております。

利用状況は昨年度１件実施しておりまして、片づけ費用は 29 万 400 円で、補助金額は 19 万 3000 円となっております。補助事業の範囲内で収まっております。それ以前になると、令和元年度になりますが２件実績がありました。

荷物の整理は、所有者にとって大きな悩みの一つとは思いますが、どれほど費用がかかるかは、算定が難しいところです。村内の事業者に伺ったところ、村内の一戸建てであれば、おおむね補助事業の範囲内で収まるとの見解でした。家の大きさや残置物の量、家電の有無などによって変わってくるとのことでした。国の制度を利用しておりますので、補助要件を確認し、補助金の増額や要件の緩和が可能か、また補助金額の増額が必要なのかなどを検討してまいります。

○ 山本 俊二 議長

７番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

担当課長の前向きな検討をするというご意見をいただきまして、感謝申し上げます。

最後に、災害時の対応と空き家対策について、現在の村長のお考え、これからの展望についてお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 山本 俊二 議長

松本村長。

○ 松本 巧 村長

西笛議員からいただきました再質問にお答えいたします。

まず、防災対策に関するご質問です。近年全国各地において猛暑における熱中症の増加や大規模災害時における避難所環境の悪化が深刻な課題となっております。本村にとりましても、近年の大規模災害の教訓をしっかりと受け止め、避難所の環境改善と村民の皆さまの防災意識の向上に、より一層力を注ぐ必要があると強く認識しているところでございます。

ご質問いただきました内容はいずれも、今後の本村の防災力を左右する重要な課題でございます。これらの施策を推進するに当たって、限られた予算と資源を最も効果的に配分・活用することが肝要であると考えております。そのため、県の備蓄方針や他市町村の先進事例を柔軟に参考としながら、本村の地域実態に即した最適な防災対策を講じてまいりたいと考えております。

防災対策の基本はやはり、自助・共助・公助の三位一体の取り組みにあります。行政が担う公助の充実を図ることはもちろんですが、村民の皆さま一人ひとりの自助、ご自身の安全確保や家庭での備蓄、そして地域社会における共助、お互いに助け合う絆があってこそ、真に強靭な地域防災力が築かれるものと信じております。

とりわけご提案いただきましたハザードマップの作成・配布につきましては、村民の皆さまがそれぞれの状況に応じた適切な避難行動を事前にイメージいただくために極めて有効なツールであり、自助の実践を強力に後押ししてまいります。

本年度におきましても、事前復興計画、ハザードマップの作成、避難所運営訓練やマニュアルの見直しなど、ソフト面を中心とした防災基盤の強化に総合的に取り組んでまいります。

次に、空き家対策に関するご質問についてお答えをさせていただきます。空き家の問題につきましては、個人の財産であるため、行政としての対応も難しくなっております。統計調査によりますと、全国的に空き家戸数は一貫して増え続けており、2023 年度までの 30 年間で約２倍になり、社会問題にまでなっております。中でも、管理不全空家につきましては、助言や指導等を行ってもすぐには改善されず、頭を抱えている

ところでございます。
老朽住宅除却事業の実績等につきましては、課長が説明しましたが、すぐに解決できるものではないため件数は多くはございません。地域からの要望や相談を受けて、所有者や管理者に改善を促しても、全ては解消されていない状況であります。
村では管理不全空家等に関する問題を庁内で横断的に協議し、法律で定められた特定空家等の認定や処分方針を審議するための空家等対策委員会を設置し、もう少し踏み込んで問題解決を図るよう取り組んでいます。
次に、空き家除却後の固定資産税の問題についてですが、過去にも一般質問でこの問題についてご質問をいただいており、除却後の更地に対する固定資産税の減免制度を設けている自治体も全国的に増えているということは、私どもも把握をしているところでございます。
県内でも既にこの取り組みを始めた自治体も出てきておりますので、県内での先進的な取組状況や実績などを含めて今後検証したいと考えております。ただし、制度の導入につきましては、老朽住宅等の除却事業にも公費による補助を行っており、これまでにも解体費等の上昇に合わせて限度額を上乗せして除却の促進を図ってきたところでございます。
そのため、除却に補助事業を活用した場合の対応や、税の減免対象となる空き家の範囲、また減免の期間の設定など、いろいろと検討が必要な項目もございますので、これらの課題につきましても、関係課と協議をしながら慎重に判断をしていきたいと考えております。
荷物整理の補助につきましては、課長答弁でもありましたとおり、家屋の大きさ、残置物の量等によって変わるため、費用がどれほどかかるかは想定が難しいところであります。そのため荷物整理の補助につきましては、課長の答弁にもありましたが、国の補助事業を使って取り組んでおりますので、事業上の要件なども確認の上、拡充が必要かどうかを検討してまいります。
なお空き家対策につきましては、引き続き地域の生活環境の改善や空き家の有効活用の推進に向けて前向きに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長
暫時、休憩します。 〔休憩 10：01〕

○ 山本 俊二 議長
休憩前に引き続き、会議を開きます。 〔再開 10：10〕
２番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員
２番岡村星弥です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。初めに、松本村長はじめ執行部の皆さまにおかれましては、日々、村政の発展と村民の暮らしを守るためにご尽力いただいておりますことを心から敬意を表し、感謝申し上げます。今回は、将来世代に責任を持つ中長期的な財政運営と、大規模災害に備えた広域防災体制の強化の２点について、現状と今後の取り組みをお伺いいたします。
現在の本村の財政は、堅実な運用がされており、実質公債費比率も最新公表値で8.3%と、健全な水準にあります。一方で、今後は、教育施設の集約化、情報発信拠点整備事業、道路・上下水道等のインフラ更新など、複数の大きな事業が進んでまいります。これらを進めていく上で、現在の健全な財政状況を維持しながら、将来の負担を見通していくことが重要であると考えます。
そこで、担当課長にお伺いいたします。まず、現在の本村の財政状況をどのように評価されているのか。また、今後、複数の大きな事業が進む中で、基金残高や村債残高についてどのような見通しを持っているのかお伺いいたします。
次に、単年度の建設費だけでなく、将来の公債費償還や施設の維持管理・更新費用などを含めた中長期的な総負担について、現在どのように把握しているのか。また、人口減少等による歳入の減少や物価上昇など、将来のリスクを踏まえ、どのような財政シミュレーションを行っているのかお伺いします。
あわせて、財政調整基金について、最低限確保しておくべき水準など、基金残高を管理する上で基準を設

けているのか。最後に、公共施設のライフサイクルコストをどのように把握しているのか。また、中長期的な財政見通しについて、今後どのように更新していく考えなのかあわせてお伺いします。

続いて、２点目についてお伺いします。南海トラフ地震などの大規模災害に備える上で、先ほど同僚議員からも、井戸やトイレカー、そして避難所の備蓄など村内の備えについて質問がありましたが、それに加え、被災地外からの支援を確実に受ける体制を整えていくことも重要だと考えております。

また、県内の広い範囲が同時に被災することを想定すれば、県外からの支援体制についても、平時から備えておく必要があると考えております。この点については、６月定例会において松本村長から、「大規模災害時における外部支援は極めて重要であり、物資や人的・技術的支援の確保が重要な課題である」との認識が示されました。また、「他自治体との連携についても、今後検討していきたい」との考えが示されております。

そこで担当課長にお伺いいたします。まず、本村では現在、県外自治体との防災に関する協定締結をしていないとのことですが、６月定例会以降、県外自治体との連携について新たに検討されたことや、具体的な進展があればお示しください。

次に、南海トラフ地震など広域災害を想定した場合、県外からの人的支援等について、現在どのような支援制度が整えられているのか。また、具体的にどのような支援を受けることが想定されているのかお伺いします。あわせて、こうした外部からの支援を実際の災害時に円滑に受け入れるため、本村ではどのような受援体制を整えているのかお伺いいたします。

以上、２点についてご答弁お願いします。

○ 山本 俊二 議長

長﨑総務課長。

○ 長﨑 寛司 総務課長

岡村星弥議員のご質問に担当課からお答えいたします。

まず、現在の本村の財政状況につきましては、議員ご指摘のとおり、令和７年度決算公表の財政指標によりますと、実質公債費比率は8.3%となっており、早期健全化団体となる基準を下回っております。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字額は発生しておりません。こうした指標から見ますと、現段階では良好な財政状況にあると判断しております。

一方で、今後複数の大型事業が進む中での基金残高や村債残高の見通しにつきましては、基金残高は減少する傾向にあり、村債残高は増加する見込みとなっております。このため、中長期的な財政の安定性を確保することが重要な課題であると認識しております。

次に、中長期的な総負担の把握状況につきましては、昨年度に個別施設計画を改訂し、本年度は公共施設総合管理計画の改訂を予定しております。この改訂では、公共施設の長期的なコスト計算を行い、今後必要となる更新費用の試算を行うこととしております。これらの計画を通じて、単年度の建設費にとどまらず、将来の公債費償還や施設の維持管理・更新費用を含めた中長期的な総負担を把握し、事業判断に生かせるよう今後努めてまいりたいと考えております。

また、財政シミュレーションにつきましては、本村では令和11年度までの将来推計を作成しております。このシミュレーションは、歳入の減少や物価上昇などのリスク要因を見込んだ上で、今後の財政指標などの推移を確認する上で重要な手段となっております。

なお、財政調整基金の最低確保水準についてのお尋ねですが、現在のところ、具体的な最低確保水準は設定はしておりません。ただし、適正水準を目標として、引き続き基金残高の適切な管理に努めているところです。

最後に、施設のライフサイクルコストの把握及び中長期財政見通しの定期的な更新につきましては、公共施設総合管理計画や個別施設計画の中で、ライフサイクルにおけるコストを把握しております。また、令和11年度まで作成している財政シミュレーションにつきましても、今後引き続き定期的に更新を実施してまいります。

続きまして、大規模災害についてのご質問に担当課のほうからお答えいたします。本村では、現在のところ県外自治体との防災に関する協定を結んでおりませんが、昨年３月に国において「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」が策定され、即時応援県及び被害確認後応援県が選定されてお

ります。このアクションプランに基づき、地震発生後は市町村からの個別要請を待たずに、即時応援県から先遣隊や応援班がプッシュ型で派遣される仕組みが整備されているところでございます。

具体的な支援内容といたしましては、村の災害対策本部に常駐し、総括的な支援をする災害マネジメント支援のほか、マンパワーが必要な避難所運営業務や住家被害認定調査・罹災証明発行業務などを支援していただくことが想定されております。

実効性の確保という面では、既に令和４年３月に策定いたしました芸西村受援計画を基盤として、活動拠点や宿泊拠点のリスト化や、進出経路の共有などを図っているところでございます。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長

２番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再質問させていただきます。ただいま、長﨑総務課長からご答弁をいただきました。

現在の本村の財政状況は良好である一方、今後、複数の大型事業が進む中で、基金残高は減少し、村債残高は増加する見込みがあるとのこと。また、令和 11 年度まで財政シミュレーションを作成し、今後も定期的に更新していくとのことであり、将来を見据えた財政管理に取り組まれていること理解いたしました。

その上でここからは、松本村長にお伺いいたします。財政シミュレーションは、中長期的な財政運営を考える上で重要な資料である一方、将来推計である以上、今後の事業費用や物価、歳入、金利などによって変動するものであり、現時点で将来を正確に予測することは一定の限界があるものと私自身も考えております。

今後は、教育施設の集約化や情報発信拠点整備事業、道路・上下水道等のインフラ更新など複数の大きな事業が進んでまいります。それぞれ必要な事業であったとしても、財政状況の変化によって、優先順位をつけ、事業の規模や実施時期、財源構成など柔軟に見直しをしていく判断も必要になるものと考えております。

また、私は、財政規律とは、単に事業費を抑えることではなく、必要なところにはしっかりと投資し、その事業によって期待される効果と将来にわたる財政負担とのバランスを見ながら判断していくことが重要であると考えております。

今後、複数の大きな事業が進めていく中で、その時々の財政状況や将来の見通しを確認し、事業効果と将来負担の両面を踏まえながら、必要に応じて優先順位や規模、実施時期、財源構成を見直すなど、村全体の中長期的な財政見通しの中で総合的に判断していくことについて、松本村長の基本的なお考えをお伺いします。

続いて、防災について再質問させていただきます。長﨑総務課長からは、国において「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」が策定され、市町村からの個別要請を待たずに支援が行われる仕組みが整備されていること。また、本村においても、「芸西村受援計画」を策定し、外部からの人的支援を受け取る体制を整えているとのご答弁をいただいたかと思います。

こうした国の制度や村の受援体制は、大規模災害に備える上で非常に重要であり、その内容については理解をしました。その上で松本村長にお伺いいたします。６月定例会において、松本村長からは、「特定の自治体との友好都市関係だけに頼るのではなく、歴史や産業、文化などを通じて平時から良い関係を築き、子どもたちや住民間の交流につなげていくこと。また、複数の自治体との協定なども含めて検討していくことが望ましい」とのお考えが示されたかと思います。

私は先ほどの説明でもあった国の制度と、こうした自治体同士の平時からの関係づくりは、どちらか一方を選ぶものではないとも考えております。国の広域的な支援体制を基本としながら、同時被災の可能性が低い県外自治体とも平時から顔の見える関係を築いていくことで、災害時の支援体制をより多層的なものにすることができるのではないでしょうか。また、最初から災害協定締結を目的とするのではなく、まず情報交換や職員・住民間の交流などから関係を築き、その先に防災面での連携へ発展させていく方法も考えられると思います。

６月の定例会で示されたお考えを踏まえ、今後、県外自治体との平時からの関係づくりについて、まずは、候補となる自治体の調査や情報交換など、具体的な一歩を進めていくお考えはあるかお伺いします。また、もし進めていくのであれば、どのようなつながりや視点を大切にしながら相手となる自治体との関係を築いていくお考えがあるかあわせてお伺いします。

○ 山本 俊二 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長
岡村星弥議員の再質問にお答えをいたします。
まず、財政運営に関するご質問についてですが、まず、現在の本村の財政状況につきましては、おおむね良好な状況であると認識をしております。これは、これまでの財政の健全化と施策の着実な実行を両立させた堅実な財政運営に加えまして、近年はふるさと納税寄附が好調に推移してきたことも要因の一つであります。
また、特に近年はコロナ禍における新規事業の抑制や感染防止対策に注力している状況で、頂いたふるさと納税寄附につきましては、今後の事業推進のために基金として積み立ててきた経過もあり、現在では基金残高もかなりの額になりました。そのため教育施設集約事業をはじめとする芸西村の未来のための新規事業にも着手することができたと認識をしているところでございます。
しかしながら、今後に控える教育施設集約化事業をはじめとする複数の大型事業を進めるに当たり、基金残高の減少や村債残高の増加といった大きな財政負担の課題に直面することになります。
このため、将来にわたって持続可能な投資を行うための適切な財政管理は、極めて重要な経営判断であると捉えております。本村におきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、各施設の長期的なコスト試算を行い更新費用を算出してまいりました。
また、先ほど課長の答弁にもありましたが、令和11年度までの財政シミュレーションを策定し、収入の減少や資材高騰といったリスク要因を見込んだ上で、教育施設集約化をはじめとする事業判断の基礎資料として活用しているところでございます。しかしながら、教育施設集約化をはじめ計画に着手したばかりの事業が多く、事業の全体像が見えてない状況ですので、総事業費がいくらになるのか、あるいはどのような補助事業が活用できるのかといった今後の財政見通しの大前提となる部分が明確でなく、現状での正確な予測は困難な状況であります。
また、今後の事業の推進につきましては、過疎債が使えないという芸西村の財政面のハンデもありますが、国・県の補助事業や有利な起債の活用なども考えながら、村の発展につながるよう、本村の限られた財源を最大限に活用し、村民の皆さまにとって真に必要な事業を厳選しながら、計画的かつ持続可能な行政運営に全力で取り組んでまいります。
現在、取り組みを進めている新規事業について、芸西村の未来への投資としましても、中長期的な視野での健全な財政運営が必要なことは当然のことであります。一見しますと過度な投資をしていると思われる部分もあるかもしれませんが、財政的なゆとりのある段階で、今後の事業推進の足がかりとなる準備も必要でありますので、事業に必要な用地等の購入も行ってまいりました。
今後の事業展開におきましては、後世に大きな負担とならないよう総事業費や事業規模なども十分検討していくことが必要だと考えております。避けて通ることのできないインフラ施設のメンテナンスや更新、あるいは住民生活に直結する福祉的な施策等も含めまして、行政として取り組むべき課題はたくさんありますので、財政面や今後の見通しもしっかり考慮しながら村政運営を進めてまいりたいと考えております。
次に、広域防災等に関するご質問についてお答えをいたします。広域被災による県全域の孤立化を見据えた時に、県外自治体等との広域的な連携体制の構築につきましては、検討が必要な課題であると認識をしているところであります。
そうした中で、先ほどの課長答弁にもありましたが、国が策定いたしました「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」は、こうした広域被災のリスクに対応するための重要な枠組みであり、その仕組みが機能するよう協議をしていくことが重要であると考えております。
同時被災リスクが低い県外自治体との協定をあらかじめ締結しておくことは、本村の防災戦略として有意義ではあると考えておりますが、一方で、以前の答弁でも申し上げましたが、災害支援のみを目的とした協定の継続性や効果については疑問の残る部分もあります。６月議会の一般質問においてお答えをさせていただきましたが、発災時には直後から政府機関や民間団体、ＮＰＯ法人、また一般ボランティアなど多くの支援が期待できます。そうした状況の中で、協定を締結した自治体から長期間にわたる人員の派遣が実際可能

であるのか、あるいは逆に協定先が何らかの災害に被災した場合に、芸西村から独自に長期間の派遣ができるかといったことを考えた場合、双方が思い描くような支援は難しいのではないかと思います。

災害における友好都市協定等を否定するものではございませんが、実効性を考えた場合に、災害支援のみを目的とせず、まずは歴史や文化、産業などを通じて良い関係性を築き、子どもや行政間での交流を深めることを進めていければ双方の自治体にとって有効であると考えております。

何より重要なのは、単に協定を締結するだけではなく、交流を長く継続していくということであります。日頃の交流を深めた上で、災害の発生時には可能な範囲で支えあうというほうが無理なく良い関係性を継続できるのではないでしょうか。

災害面で申し上げますと、被災地の実情などをお聞きする中で、物資や人は次々来るが、現場で調整する者や差配する者がなく、物資や支援が停滞してしまうことが多いようであります。

連携体制の構築については、国や県などの派遣体制もこれまでの災害を教訓として、より実効性の高い組織体制に改善され、各種業界団体などによる支援体制も整備されております。

芸西村におきましても、受援計画を策定しておりますが、実際に災害が発生した場合に、より実効性の高いものとするよう見直しなども行っていく必要があるものと考えております。

今後も県や関係団体とも調整の上、他県の取り組みなども参考にしながら対策を進めていくことが重要であると考えております。

最後に、県外等の自治体等との平時からの関係づくりについてですが、このことにつきましては前向きに考えていきたいと考えております。とのような視点でのつながりを考えるかということは、現在特に決めているわけではございませんが、地理的な条件や産業、文化的な関わり、人口など同じような規模や共通点のある自治体が好ましいのではないかと考えております。現在、特にここの自治体ということではないですが、今後検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長

２番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

再々質問。最後に、財政についてもう１点再々質問させていただきます。

ただいま松本村長からご答弁をいただきました。財政について中長期的なプランである、また、教育施設集約をはじめ複数の事業がある中で、最後に中長期的な財政運営の観点から具体的な事業について少し確認させていただきます。

さきの行政報告にありました情報発信拠点整備事業、いわゆる道の駅については、本村が重要な取り組みの一つと位置づけ、既に基本となる部分の用地取得を終え、高知県道路課とともに土佐国道事務所へ事業実施の意向を説明し、今後の協力を依頼するところまで進んでおります。

もちろん、先ほど答弁にもありましたが、現段階では施設の規模や機能、また事業費などこの事業に関しても確定しておらず、なかなか具体的な数字をお示しいただくことは難しいとの理解をしております。

一方で、既に用地を取得し、国・県の関係機関に事業実施の意向を説明し、今後の協力を依頼していることを踏まえれば、今後のこの事業をどのような考えで具体化し、財政面でどのような判断をしていくのかという基本的な方向性についても、一定のお考えがあるものと受け止めております。

先ほど長﨑総務課長から、施設の建設から廃止までのライフサイクルコストを把握し、財政シミュレーションについても定期的に更新していくとのご答弁がございました。再質問でも申し上げましたように、必要な投資の効果と将来の財政負担、その両面を見ながら判断していくことが重要であると考えております。

また、村長の答弁にもございましたが、本村は過疎地域の要件に該当せず、過疎債を活用できないという財政上の特徴もあります。そのため、国や県の補助制度等を最大限活用するとともに、最終的に村が負担する部分についても、中長期的な財政見通しの中で適切に判断していくことが重要であると考えます。

そこで松本村長にお伺いいたします。今後、情報発信拠点整備事業の内容や事業費が具体化していく中では、整備にかかる費用だけでなく、完成後の維持管理費や運営、将来の修繕・更新まで含めて、村が将来にわたって負担する費用を見通していく必要が重要だと考えております。また、せっかく整備するのであれば、事業が進んだ後に新たな機能を追加するのではなく、計画の段階から、将来必要となる機能や期待される効

果を十分に検討し、必要なところにはしっかりと投資することも重要であると考えます。
その上で、教育施設集約化やインフラ更新など、今後予定される他の事業も含めた村全体の財政見通しに情報発信拠点整備事業に係る将来の財政負担を反映させ、事業の効果とのバランスを十分に検証した上で、必要な機能や施設の規模、内容を計画段階から総合的に判断していくお考えなのかお伺いいたします。
あわせて、その判断に当たっては、財政負担を抑えることだけを優先するのではなく、将来にわたって必要とされる機能や期待される事業効果についても十分検討し、必要と判断されるものにはしっかりと投資していくお考えなのか、先ほどの再質問の答弁とも重複するところもあるかと思いますが、以上について、ご答弁よろしくお願いします。

○ 山本 俊二 議長
松本村長。

○ 松本 巧 村長
岡村星弥議員の再々質問についてお答えをいたします。
村の情報発信拠点施設の整備についてでございますが、こちらの土地の購入が済んで、補正予算には今ある建物の除却の費用を計上させていただいております。行政報告で申し上げましたように土佐国道事務所のほうにも道の駅として整備をしたいということで相談、要望にも行ってまいりました。
事業費等につきましては、現時点では当然定まっているものではございませんが、まず今後の事業進むに当たって、用地の面積に限度がありますので、その中で当然考えていく必要があるというふうに考えております。
そして、その中身につきましては、高い費用をかけて村がつくっていくわけですので、これからその基本的な計画を住民の方や関係者の方も交えて、村にとってどういう施設が必要なのか、どういう施設が今後の村のために役立つかといったことを考えていく必要があると考えております。その上で、国等において支援していただける部分があればお願いをする、あるいはその事業の内容によっては活用できる補助金があればそれを活用するということになってくるかと思います。
当然、今後の進め方に当たりましては、完成後の維持費も含めた費用の算定が必要となりますが、先ほど議員も申されましたように、せっかくつくる施設でございますので、よりよい施設を私としてもつくっていきたいというふうに考えております。
ただ、完成までに私個人的な思いとしては、５年ぐらいかかるんじゃないかというふうに考えておりまして、かなり計画を練り上げて、後になって「ああすればよかった、こうすればよかった」じゃなくて、本当に村のためになる施設をつくっていきたいと思いますので、そういった面で関係者の方とこれから計画をつくり上げていきたいというふうに考えております。
中身につきましては議員も申されますように、他のところと違ってやっぱり村として独自、そしてほかに誇れるような施設にしていきたいと思いますので、それは議員の皆さま、村民の皆さんも含めてこれから一緒に考えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 山本 俊二 議長
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

〔10：40 散会〕